

議案第23号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

(1) 施設

名称 おおやコミュニティセンター「大屋市場公民館」
所在 養父市大屋町大屋市場127番地2
構造 木造平屋建
延床面積 281.59平方メートル

(2) 土地

所在 養父市大屋町大屋市場124番 外3筆
地目 宅地
面積 655.24平方メートル

2 譲渡の相手方



大屋市場区

区長 羽渕 哲博

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

議案第24号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

(施設)

名称 浅間多目的集会施設
所在 養父市八鹿町浅間382番地
構造 鉄骨造2階建
延床面積 252.30平方メートル

2 譲渡の相手方



浅間区

区長 田原 修一

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

議案第25号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

(1) 施設

名称 三谷多目的集会センター
所在 養父市三谷139番地1
構造 鉄骨造2階建
延床面積 291.00平方メートル

(2) 土地

所在 養父市三谷113番1 外1筆
地目 宅地
面積 1,031.89平方メートル

2 譲渡の相手方



三谷区

区長 村上 精一

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

議案第26号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

(1) 施設

名称 養父市上山農林漁家・婦人活動促進センター
所在 養父市大屋町上山429番地
構造 木造平屋建
延床面積 99.95平方メートル

(2) 土地

所在 養父市大屋町上山429番
地目 宅地
面積 353.71平方メートル

2 譲渡の相手方



上山区

区長 西垣 幸彦

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。